

平成28年度 人間ドック・脳ドックの料金を助成



■対象

★国民健康保険加入者

- ①受診日に、満35歳以上75歳未満の方 ②国民健康保険税を完納していること
- ※平成28年度に特定健診を受ける方は人間ドックの助成は受けられません。(脳ドックのみは可)
- ※助成を受けられるのは、平成28年度で1回のみとなります。

★後期高齢者医療制度加入者(※H28年度より助成対象)

- ①受診日に、満75歳以上の方。(ただし、満65歳以上で障害認定を受けた方も含む)
- ②後期高齢者医療保険料を完納していること。
- ※平成28年度に健康診査を受ける方は人間ドックの助成は受けられません。(脳ドックのみは可)
- ※国民健康保険等で特定健診の受診をされた方、もしくは、人間ドックの助成を受けた方は、同一年度に後期高齢者医療での助成は受けられません。

■申し込み手順

- ①検診機関に直接申し込み→②予約した受診日・検診内容等を国保年金課もしくは二宮支所へ連絡→③後日送付される受診券とお持ちの被保険者証を持参のうえ、検診機関で受診
- ※検診機関の窓口では、個人負担額(検査料金から市の助成金を除いた額)をお支払いください。

■ご注意

人間ドックを受診する40歳以上の方は、検診結果を市に通知することで特定健診または健康診査を受診したことになりますので(※1)、対応可能な検診機関(表の白枠以外)で受診される際は受診券の同意欄に署名・押印をお願いします。同意いただけない場合は、助成の対象外になりますのでご注意ください。

医療機関名	電話番号	個人負担額
社会医療法人中山会(1泊2日)	028-625-7831	45,880円
宇都宮記念病院(日帰り)		22,040円
宇都宮セントラル(一般)	028-657-7302	22,040円
クリニック(総合)		55,600円
※2(スーパー)		88,000円
宇都宮東病院	028-683-5771	22,040円
済生会宇都宮病院(1泊2日)	028-626-5565	45,880円
(日帰り)男性		23,200円
(日帰り)女性		26,440円
自治医科大学健診センター	0285-44-2100	34,140円
栃木県保健衛生事業団	028-623-8282	22,264円
獨協医科大学病院(1泊2日)男性	0282-87-2216	46,960円
(1泊2日)女性		50,200円
金子医院	0285-83-2818	21,500円
高橋内科クリニック	0285-84-7580	20,500円
芳賀赤十字病院	0285-82-2195	22,100円
福田記念病院	0285-84-7765	21,460円
真岡病院	0285-84-6311	22,600円
真岡西部クリニック	0285-82-2222	10,800円
うつのみや病院(日帰り)	028-653-1001	22,620円
(1泊2日)男性		37,240円
(1泊2日)女性		40,480円
山王病院(総合コース)	0296-75-0600	28,600円
(一般コース)		20,880円
(簡易コース)		12,520円

医療機関名	電話番号	個人負担額
社会医療法人中山会 宇都宮記念病院	028-625-7831	23,200円
宇都宮セントラルクリニック	028-657-7302	23,200円
宇都宮東病院	028-683-5771	20,300円
済生会宇都宮病院	028-626-5565	34,000円
獨協医科大学病院	0282-87-2216	23,200円
芳賀赤十字病院	0285-82-2195	14,000円
福田記念病院	0285-84-7765	14,500円
真岡病院	0285-84-6311	17,200円
真岡脳神経クリニック コースA	0285-81-0070	18,800円
コースB・C		10,800円

- ※1 …特定健診・健康診査対応可
- …健康診査のみ対応可

- ※2 宇都宮セントラルクリニックの人間ドック
一般：基本項目のみ 総合：基本項目+脳MRIまたは心臓MRI スーパー：基本項目+脳MRI+心臓MRI+胸部CT
- ※3 自治医科大学健診センターの脳ドックは頭部CT

【問い合わせ】 国保年金課国民健康保険係 ☎ 83・8123 FAX 83・6205
 国保年金課高齢者医療係 ☎ 83・8593 FAX 83・6205
 二宮支所福祉国保窓口係 ☎ 74・5004 FAX 74・1250

平成28年度から

国民健康保険税の税率が変わります

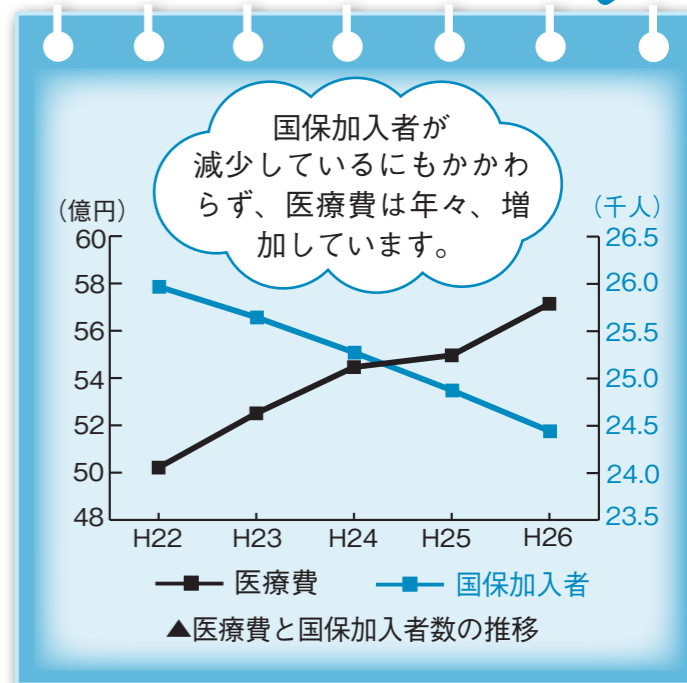
■国保の厳しい現状

国民健康保険は、病気やけがをしたとき、医療費の自己負担を一定の割合とし、安心して医療機関にかかることができるように、みんなで保険税を出し合い支え合っている医療保険制度です。

市では、平成18年度に保険税を改定して以来、税率を据え置いてきましたが、国保加入者が減少しているにもかかわらず、高齢化による医療費の増加などから、今後大幅な赤字が見込まれるため、保険税を改定することにしました。

改定にあたり、福祉・教育・道路整備などの行政サービスのために使う一般会計から税金を補てんすることで、保険税の引き上げ幅をできる限り抑えています。

加入者の皆さまにご負担をいただくこととなりますが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いします。



■平成28年度4月から新しい税率

区分	医療保険分 (国保に加入するすべての方)		後期高齢者支援金分 (国保に加入するすべての方)		介護納付金分 (国保に加入する40歳以上65歳未満の方)	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割率	前年の所得に対して	7.0%	7.0%	1.8%	1.9%	1.9%
資産割率	固定資産税額に対して	26.0%	19.0%	6.0%	4.5%	3.0%
均等割額	加入者1人あたり	21,000円	25,000円	5,100円	8,000円	7,200円
平等割額	一世帯について	21,600円	23,000円	5,400円	7,000円	6,600円
課税限度額		51万円	52万円	16万円	17万円	16万円

※平成28年度の納税通知書は7月中旬に、年金差引の方への税額決定通知書は8月上旬に送付する予定です。

■所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯については、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。(世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入に関わらず所得判定対象) この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。

世帯主と国保加入者の前年の所得合計	軽減割合
世帯の所得が33万円以下	7割
世帯の所得が33万円+(26.5万円×被保険者数)以下	5割
世帯の所得が33万円+(48万円×被保険者数)以下	2割



【問い合わせ】 国保年金課保険税係 ☎ 83・8594 FAX 83・6205